

【藤沢市版】神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 事前協議におけるよくある質問		2019/1/28	
項目	No. 質問	回答	
一般	1	増築等の場合、事前協議上の用途面積は当該部分の面積でとらえるのか、増築後の全体の面積でとらえるのか。	増築後の面積(既存面積+増築面積)で行う。
	2	増築等の場合の事前協議対象箇所はどこか。	増築等の部分及び当該増築等の部分に至る経路が事前協議対象箇所となる。なお、適合証交付を前提とする場合は、施設全体となる。
	3	建築基準法上の確認申請を要しない用途変更を行い指定施設とする場合、事前協議の対象となるか。	原則として新築等の捉え方は建築基準法に準拠するが、用途変更にあつては建築基準法上のように限定的にとらえることはしない。したがって、指定施設への用途変更の場合には新築等に該当し、事前協議の対象とする。
	4	類似用途の指定施設への用途変更の場合、事前協議を要するか。 例えば以下の場合 (1)物販店舗から飲食店 (2)児童福祉施設から有料老人ホーム (3)劇場から遊技場	A施設からB施設へ用途変更する場合、A施設及びB施設が、施行規則別表第1において、「公共的施設」「用途」「指定施設の規模等」の項目のうち、すべて同じ項目に該当している場合は、事前協議は不要である。 (1)物販店舗及び飲食店は別表第1の「5 商業施設」の「(3)」に該当することから、両施設とも同項同号の用途であるため、事前協議は不要。 (2)児童福祉施設及び有料老人ホームは、別表第1の「4 福祉施設」に該当するが、「児童福祉施設」は「(1)」に、「有料老人ホーム」は「(5)」と異なる号に該当するため、事前協議を要する。 (3)劇場から遊技場は、別表第1の「14 興行・遊興施設」に該当することから、両施設とも同項の用途であるため、事前協議は不要である。
指定施設等	1	工場はどの部分を整備するのか。	基本的には、一般者が訪れる可能性が高い管理棟が対象となる。生産施設は原則として対象としないが、見学施設やその他「不特定かつ多数のものが利用する」部分について整備する必要がある。
	2	工場の整備対象箇所は他と同様「利用者の利用に供する」部分であるが、工場の場合「利用者」の範囲を具体的にどうとらえればよいか。	工場の「利用者」とは、管理棟に出入りをしている取引業者や工場を対象に営業行為を行う者、生産施設にある見学コースを利用する一般者と考える。
	3	共同住宅の各住戸の出入口は、整備義務箇所(居室の出入口)となるか。	共同住宅については、原則として敷地内通路、外部出入口、棟内の共用部分、集会室等の整備を義務付けており、各個別住戸は出入口を含めて整備義務箇所には該当しないものとする。
1-1 敷地内通路等	1	敷地内通路の傾斜路について、1-1敷地内通路等(1)ウ及び(2)ウに記載の基準と、1-2傾斜路に記載の基準に重複する部分があるが、どちらの基準を適用すればよいか。	別紙1の通り
1-2 傾斜路	1	傾斜路として扱われる勾配とは？	傾斜がある部分には、原則として傾斜路の基準が適用される。ただし、一般的な水勾配程度(1/50以下)の部分については、適用しない。
1-8 便所	1	みんなのトイレに洗面器を設置する場合、奥行きが45cm程度とあるが、35cmでは不適合か。	整備ガイドブックの中で「程度」という表現があるが、何cm以内であれば適合ということはない。事例ごとの判断になるが、この場合、奥行き35cmでも全ての利用者が利用できれば適合と考える。
1-10 客室	1	福祉施設の客室とは、どの部分が整備の対象になるのか。	有料老人ホームのように、利用者が住まいとして利用している居室は、住戸と同じように考えられるため、客室の整備の対象とならない。ただし、利用居室の出入口の整備は必要である。利用者の家族等が休憩や宿泊する居室は、客室として1以上整備する必要がある。一方、デイサービスのよう、日帰りのサービスを受ける福祉施設では、利用者も含め休憩や宿泊する場合に利用する居室を客室と捉え、1以上整備する必要がある。
1-15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	1	鋏タイプの視覚障害者誘導用ブロックを使った計画をしているが、適合か。	視覚障害者のうち、全盲者は視覚障害者誘導用ブロックの突起部分を足裏で感じて道しるべにしている。一方、弱視者は、黄色という色を頼りに道しるべにしている。以上のことから、鋏だけでは弱視者への対応が不十分であるため、不適合である。

【別紙1】敷地内通路の傾斜路と傾斜路の整備基準の取扱い

敷地内通路の傾斜路については、主たる経路及び主たる経路以外の経路について、下記表に示す網掛け部分の整備基準を適用する。

①主たる経路

1-1敷地内通路等(1)ウ及び(2)ウに示す整備基準	1-2傾斜路に示す整備基準
有効幅員は段に代わるもの場合は140cm以上、段に併設するもの場合は、90cm以上。	有効幅員は、120cm以上。段に併設するもの場合は、90cm以上。
こう配は、1/12以下。高さ16cm以下の場合は、1/8以下。	縦断こう配は、1/12以下。高低差16cm以下の場合は、1/8以下。
高さ75cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置。	高低差75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊り場の設置。
	両側には、側壁又は高さ5cm以上の立ち上がり部の設置。
こう配が1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりの設置。	適切な高さの手すりの設置。
	表面は、粗面又は滑りにくい材料による仕上げ。
前後の通路との容易な識別。	前後の廊下等との容易な識別。
	端部は、車いすの回転に支障がない構造。

②主たる経路以外の経路

1-1敷地内通路等(1)ウ及び(2)ウに示す整備基準	1-2傾斜路に示す整備基準
	有効幅員は、120cm以上。段に併設するもの場合は、90cm以上。
	縦断こう配は、1/12以下。高低差16cm以下の場合は、1/8以下。
	高低差75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊り場の設置。
	両側には、側壁又は高さ5cm以上の立ち上がり部の設置。
こう配が1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりの設置。	適切な高さの手すりの設置。
	表面は、粗面又は滑りにくい材料による仕上げ。
前後の通路との容易な識別。	前後の廊下等との容易な識別。
	端部は、車いすの回転に支障がない構造。